

第 69 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 48 回 食品添加物部会 (CCFA) 議題
4-(2)	第 48 回 食品添加物部会 (CCFA) 概要
5-(1)	第 48 回 残留農薬部会 (CCPR) 仮議題
5-(2)	第 48 回 残留農薬部会 (CCPR) 主な検討課題
6-(1)	第 43 回 食品表示部会 (CCFL) 仮議題
6-(2)	第 43 回 食品表示部会 (CCFL) 主な検討課題

第 69 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 28 年 4 月 19 日（火）
13:30 ～ 15:45
場所：中央合同庁舎第 4 号館
共用 220 会議室

議 事 次 第

1. 議題

○最近検討された議題について

① 第48回 食品添加物部会

○今後検討される議題について

② 第48回 残留農薬部会

③ 第43回 食品表示部会

2. その他

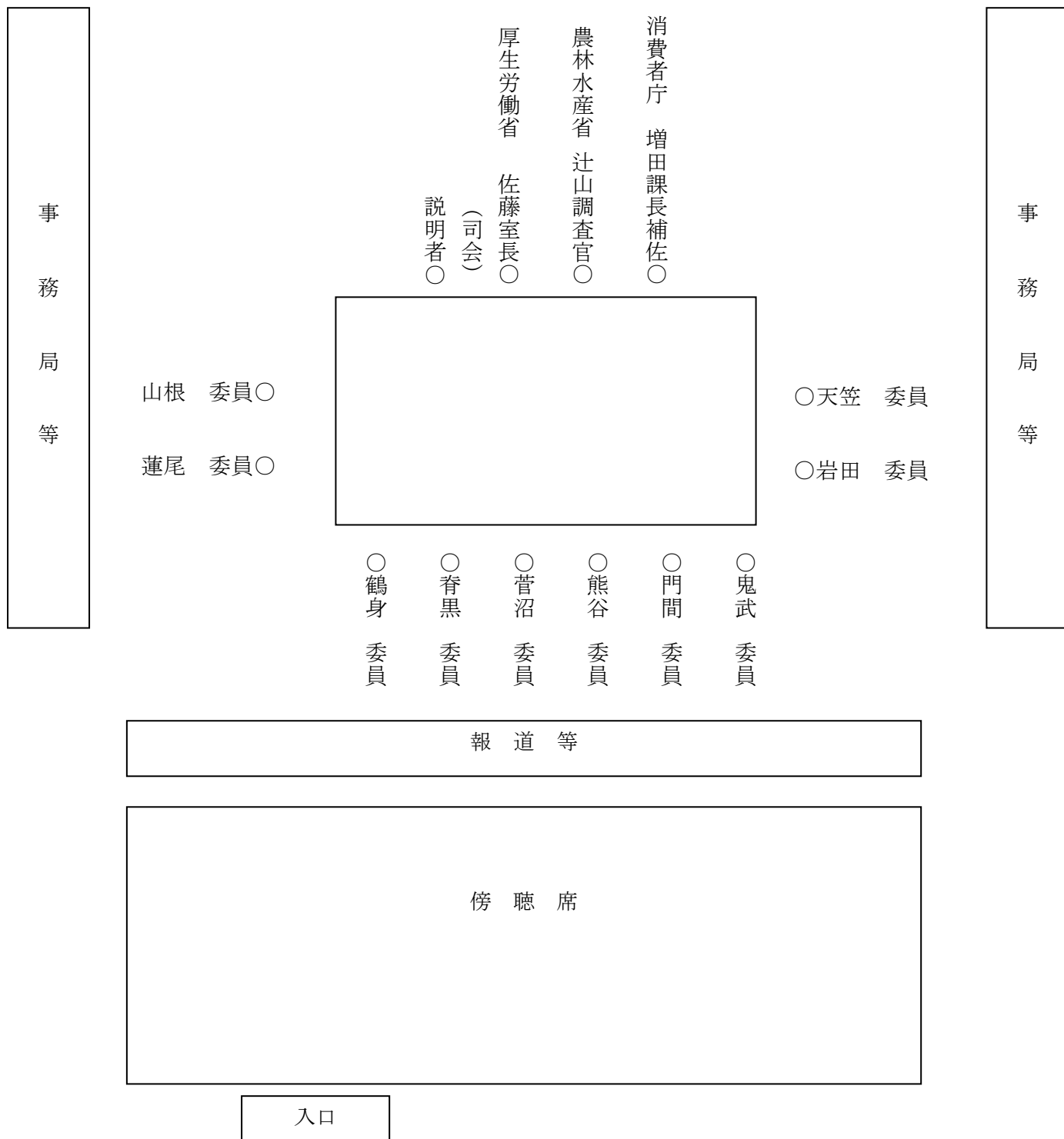
コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
すがぬま 菅沼	おきむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐる 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長 食生活特別委員会 委員長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 参与
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 69 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 28 年 4 月 19 日 (火)



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 48 回食品添加物部会

日時：2016 年 3 月 14 日（月）～3 月 18 日（金）

場所：西安（中華人民共和国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会、その他の部会からの付託事項
3(a)	FAO / WHO 及び第 80 回 FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項
3(b)	第 80 回 JECFA 会合からの食品添加物の同一性及び純度に関する規格の原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合
5(a)	食品分類 01.2～08.4（食品分類 04.1.2.4、04.2.2.4、04.2.2.5、04.2.2.6、05.1.1、05.1.3 及び 05.1.4 を除く）の表 1 及び 2 の食品添加物条項（第 47 回部会の積み残し）
5(b)	食品分類 08.3.2、特に対応する個別食品規格に該当する製品におけるナイシン（INS 234）の使用
5(c)	食品分類 14.1.4 中のキラヤ抽出物（INS 999(i)、999(ii)）の規格原案
5(d)	パプリカ抽出物（INS 160c(ii)）の使用及び使用濃度
5(e)	食品添加物条項の新規／改訂の提案
5(f)	食品分類 01.1「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改訂原案
5(g)	ブドウ酒の製造における特定の食品添加物の使用に関する討議文書
6	食品添加物の国際番号システム（INS）の変更／追加に関する修正原案
7(a)	JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの追加及び変更の提案
7(b)	硫酸水素カリウム（INS 515(ii)）、ソルビン酸ナトリウム（INS 201）、亜硫酸水素カルシウム（INS 227）の商業的利用の情報
8	副次的添加物（添加物中の添加物）に関する討議文書
9	それ自体が販売される食品添加物の表示に関する一般規格（CODEX STAN 107-1981）の 4.1.c 節及び 5.1.c 節の改訂原案
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書案の採択

※ 標記会合に先立ち、2016 年 3 月 11 日（金）、12 日（土）に物理的作業部会が開催された。

第48回食品添加物部会（CCFA）概要

1. 日時

2016年3月14日（月）～3月18日（金）

2. 場所

西安（中華人民共和国）

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課国際食品室 国際食品業務調整官		塚本 郁夫
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課	主査	津田 亮
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課	主査	中村 亮太
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	阪本 和広
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	永川 豊広
国税庁課税部鑑定企画官付		池永 敬彦
国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部	部長	佐藤 恭子
テクニカルアドバイザー (公社) 日本食品衛生協会		脊黒 勝也

2016年3月14日から18日まで、西安（中華人民共和国）で48加盟国、1加盟機関（EU）及び31国際機関からの代表者が出席し、第48回コーデックス食品添加物部会（Codex Committee on Food Additives : CCFA）会合が開催された。議長は Dr. Junshi Chen（中国食品安全リスク評価センター（CFSA））が、副議長は Dr. Yongxiang Fan（CFSA）が務めた。

4. 結果概要

議題1. 議題の採択

部会は、仮議題を議題として採択した。

また、以下の会期内作業部会を開催することに合意した。

一承認及び整合に関する作業部会（議長国：オーストラリア）：コーデックス個別食品規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改定（議題4(a)）、個別食品規格の食品添加物条項と「食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995）」（GSFA）¹の関連条項の整合（議題4(b)）、コーデッ

¹ コーデックスにおける食品添加物の最も基本的な規格。食品添加物の使用に関する一般原則（食品添加物の安全性、使用の妥当性及び適正製造規範（GMP）の考え方等）、食品へのキャリーオーバー（食品の原材料の製造等に使用した食品添加物が食品中に存在すること）の考え方等の他、生鮮食品及び加工食品を階層的に分類した「食品分類システム」や、個別の食品添加物について、使用が認められている食品分類ごとに食品中の最大濃度を規定した「食品添加物条項」等から構成されている。

- クス魚類・水産製品部会（CCFFP）からの付託事項、今後の整合に関する作業
- －食品添加物の国際番号システム（INS）に関する作業部会（議長国：イラン）：INSの変更／追加に関する修正原案の提案（議題6）
- －JECFAによる評価のための食品添加物の優先リストに関する作業部会（議長国：カナダ）：優先リストへの追加及び変更の提案（議題7(a)）

議題2. コーデックス総会、その他の部会及びタスクフォースからの付託事項

部会は、総会及びその他部会等から付託された又は関連する事項について検討した。下記以外の事項は、関連する各議題の下で検討することとなった。

（第70回コーデックス執行委員会（CCEXEC）からの付託事項）

作業管理のためのアプローチ

初めに議長から、CCFAが求められている主な課題は、①作業の優先順位を付けるための規準及び手順の策定、及び、②今後の作業計画の策定であり、CCFAは既にJECFAによる評価のための食品添加物の優先リストや整合に関するディビジョンツリーを策定しており、①については問題ないと考えているが、CCFAの作業をより効率的に進めていくため、今後の作業計画を策定する必要がある旨説明があった。

議長から、まずは、今後の作業、特にGSFAに関する作業をどのように優先順位付けするかに関する広範なストラテジーを特定するための簡潔な討議文書を作成することが提案された。

最終的に、部会は、CCFAのホスト国である中国及びGSFAに関する作業部会の議長国である米国に対して、CCFAの作業の効率的な管理を検討するための簡潔な討議文書を次回会合までに作成するよう要請することに合意した。

（第34回CCFFPからの付託事項）

GSFAの注釈299の修正

部会は、「急速冷凍フィッシュスティック（フィッシュフィンガー）、フィッシュポーション及びフィッシュフィレの規格」（CODEX STAN 166-1989）に規定されているリン酸塩の使用濃度（440 mg/kg）に合わせて、注釈299²で規定されているリン酸塩の最大使用濃度（400 mg/kg）を440 mg/kgに修正することに合意した。

議題3(a). FAO / WHO 及び第80回FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項

JECFA事務局から、第80回JECFA（2015年6月16日～25日、ローマ（イタリア））の結果の概要の報告があった。部会はJECFAからの報告に基づき議論を行った。主な結果は以下のとおり。

安息香酸類

JECFAによる暴露評価の結果、高摂取群では安息香酸類の暴露量がADIを超過する可能性があることから、部会は、GSFAの食品分類14.1.4「スポーツ」、「エネルギー」、又は「電解質」飲料、及び粒子を含む飲料などの水を主原料とする香料入り飲料の安息香酸類の現行の最大使用濃度（600 mg/kg）を250～300 mg/kgまで引き下げること検討し、最終的に以下のことに合意した。

² CODEX STAN 166-1989に従い、パン粉をまぶして揚げたもの又はバターコーティングしたものについては、単独又は複数の添加物の総濃度として400 mg/kg（リンとして）で使用することができる

- (i) GSFA に関する電子的作業部会で検討するため、安息香酸類の使用濃度及び技術的正当性並びに暴露量に関する情報を各国に求めること
- (ii) 食品分類 14.1.4 の安息香酸類の最大使用濃度を 250 mg/kg に変更するとともに、現行の注釈 123 (pH が 3.5 より大きい飲料における 1000 mg/kg での使用を除く) を削除して、注釈 13 (安息香酸として) 及び新たな注釈 (第 49 回 CCFA までの暫定最大濃度) を付けること

議題 3(b). 第 80 回 JECFA 会合の食品添加物の同一性及び純度に関する規格の提案

第 80 回 JECFA で検討が行われた食品添加物の同一性及び純度に関する規格について、JECFA 事務局から概要の報告がなされた。

部会は、アドバンテーム等 8 つの食品添加物の規格をステップ 5/8 で採択することについて第 39 回総会に諮ることに合意した。

また、部会は、ケイ酸アルミニウム (INS 559)、ケイ酸アルミニウムカルシウム (INS 556) 及びガムロジングリセリンエステル (INS 445(ii)) の規格を廃止することについて第 39 回総会に諮ることに合意した。また、ケイ酸アルミニウム (INS 559) 及びケイ酸アルミニウムカルシウム (INS 556) は、GSFA 及び個別食品規格に含まれていることから、これらの食品添加物条項を GSFA 及び個別食品規格から廃止することについて第 39 回総会に諮ることに合意した。

議題 4(a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認/改定

各食品部会から付託された個別食品規格における食品添加物条項について、会期内作業部会 (議長国: オーストラリア) からの勧告に基づき議論された。

勧告 1 及び 2

部会は、スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) から承認を求められたタイムの規格原案 (STEP 5) における食品添加物条項を承認した。また、CCSCH に対して以下の説明を求めることに合意した。

- ーコーデックス手続きマニュアルで求められているにも関わらず、当該規格の食品添加物のセクションに GSFA の一般的参照に関する規定 (GSFA の表 3 にある全ての固結防止剤の使用を認めるという規定) を含めない理由
- ー3 つの固結防止剤 (微結晶セルロース (INS 460(i))、粉末セルロース (INS 460(ii))、二酸化ケイ素 (アモルファス) (INS 551)) のみに使用を制限する理由

<参考>タイムの規格原案

4. 食品添加物

4.1 下表に示す固結防止剤のみ、挽いた/粉末にしたタイムへの使用を認める。

INS 番号	食品添加物の名称	最大濃度
460(i)	微結晶セルロース	GMP
460(ii)	粉末セルロース	GMP
551	二酸化ケイ素 (アモルファス)	GMP

議題 4 (b). 個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合

(経緯)

CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組みを進めている。これまでに、食肉関連の 5 つの個別食品規格及び「ブイヨン及びコンソメの規格」(CODEX STAN 117-1981) の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための検討が終了した。

前回の部会において、電子的作業部会(議長国：豪州、共同議長国：米国)を設置することで合意し、「ココアバターの規格」(CODEX STAN 86-1981)、「チョコレート及びチョコレート製品の規格」(CODEX STAN 87-1981)、「カカオ粉末(ココア)及びココアと砂糖の乾燥ミックスの規格」(CODEX STAN 105-1981)、「ココア(カカオ)マス(ココア/チョコレートリカー)及びココアケーキの規格」(CODEX STAN 141-1983) にディシジョンツリーを適用し、GSFA と整合させるための検討を進めている。

また、CCFFP から、GSFA で使用が認められている一部の抗酸化剤、着色料、保存料、香味増強剤、甘味料を「燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品の規格」(CODEX STAN 311-2013) に含まれる食品に使用することが技術的に正当ではないとの情報があったこと、コーデックス加工果実・野菜部会(CCPFV) から、GSFA で使用が認められている一部の食品添加物を「かんきつ類缶詰の規格」(CODEX STAN 254-2003)、「保存トマトの規格」(CODEX STAN 13-1981)、「加工濃縮トマトの規格」(CODEX STAN 57-1981) 及び「テーブルオリーブの規格」(CODEX STAN 66-1981) に使用することが技術的に正当ではないとの情報があったことから、これらの個別食品規格についても GSFA と整合させるための検討を進めている。

(結果)

会期内作業部会(議長国：オーストラリア)からの勧告に基づき議論を行った。

勧告 3 及び 4

部会は、「ココアバターの規格」(CODEX STAN 86-1981)、「チョコレート及びチョコレート製品の規格」(CODEX STAN 87-1981)、「カカオ粉末(ココア)及びココアと砂糖の乾燥ミックスの規格」(CODEX STAN 105-1981)、「ココア(カカオ)マス(ココア/チョコレートリカー)及びココアケーキの規格」(CODEX STAN 141-1983) の食品添加物条項を改定するとともに、関連する GSFA の食品添加物条項を改定するという会期内作業部会の勧告を承認した。

勧告 5 (CCFFP からの付託事項)

会期内作業部会において、ノルウェー及び EU から、「燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品の規格」(CODEX STAN 311-2013) により燻製魚製品が幅広くカバーされているが、電子的作業部会から提案のあった注釈 22 の改定案(For use in **non-standardized** smoked fish products only) がどのような製品を意図したものなのか疑問が呈された。会期内作業部会は、情報が無く現時点で判断できないため、注釈 22 を次のように修正することに合意した。

For use in non-standardized smoked fish products only, as defined in Section 1 of the Standard for Smoked Fish Smoke-flavoured fish and Smoke-dried Fish (CODEX STAN 311-2015)

部会は、上記の会期内作業部会での議論を受けて、GSFAに関する電子的作業部会が、個別食品規格に該当しない製品における注釈 22 が付いている食品添加物の使用に関する情報を各国に求めることに合意した。情報が提出されなかった場合は、この食品添加物条項は作業中止となり、必要な情報が提出された場合は、GSFAの現在のステップに留め置かれる。

勧告 6 (今後の整合の作業)

部会は、今後の作業の優先順位として、魚類・水産製品関連の個別食品規格及び加工果実・野菜関連の個別食品規格の整合の作業を完了させることを第一とし、次いで砂糖関連の個別食品規格及びチーズ関連の個別食品規格の整合化を進めることに合意した。

部会は、CCFFP が既に魚類・水産製品関連の個別食品規格の整合に関する作業を完了していることから、まずは、食品分類 09.2.1「冷凍魚、魚切身及び魚製品（軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む）」及び 09.2.2「冷凍の衣付き魚、魚切身及び魚製品（軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む）」に対応する冷凍水産製品関連の個別食品規格の整合に関する作業を行うことに合意した。

勧告 7 (個別食品部会が行う整合の作業に関するガイドライン)

部会は、次回会合で検討するため、個別食品部会が整合の作業を行うための簡潔なガイドラインの案を電子的作業部会が作成するという会期内作業部会の勧告を承認した。

その他

部会は、時間的な制約から、第 34 回 CCFFP から付託されていた「エビの缶詰の規格」(CODEX STAN 37-1981)におけるエチレンジアミン四酢酸 (INS 385, 386) の食品添加物条項の整合について議論することができなかつたため、次回の整合に関する電子的作業部会で検討することに合意した。

日本から、今後の整合の作業を効率的に進めるために、具体的な作業を行う前に、まず個別食品規格と GSFA の食品分類の対応関係を明確にできるようディシジョンツリーを変更する必要があることを指摘した。

結論

部会は、以下の事項について、第 39 回総会に採択を求めることに合意した。

- a) 「ココアバターの規格」(CODEX STAN 86-1981)、「チョコレート及びチョコレート製品の規格」(CODEX STAN 87-1981)、「ココア (カカオ) マス (ココア/チョコレートリカー) 及びココアケーキの規格」(CODEX STAN 141-1983)、「カカオ粉末 (ココア) 及びココアと砂糖の乾燥ミックスの規格」(CODEX STAN 105-1981)における食品添加物条項の改定
- b) チョコレート関連の個別食品規格及び CCFFP に関係する個別食品規格との整合を図るための GSFA の食品添加物条項の改定

また、電子的作業部会（議長国：オーストラリア、共同議長国：米国）を設置し、以下の事項を検討することに合意した。

- a) 冷凍水産製品関連の個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の食品分類 09.2.1「冷凍魚、魚切身及び魚製品（軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む）」及び 09.2.2「冷

凍の衣付き魚、魚切身及び魚製品（軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む）」の関連条項との整合のための提案を作成すること

b) 個別食品部会が整合の作業を行うためのガイドラインを策定すること

c) 今回の部会で議論できなかった以下の作業を検討すること

－CCPFVによって、「かんきつ類缶詰の規格」（CODEX STAN 254-2003）、「保存トマトの規格」（CODEX STAN 13-1981）、「加工濃縮トマトの規格」（CODEX STAN 57-1981）及び「テーブルオリーブの規格」（CODEX STAN 66-1981）に該当する食品に使用することが技術的に正当ではないとされた食品添加物の条項の整合

－第34回CCFFPから要請のあった「エビの缶詰の規格」（CODEX STAN 37-1981）におけるエチレンジアミン四酢酸（INS 385, 386）の食品添加物条項と、食品分類09.4「缶詰又は発酵したものを含めて、完全保存された軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む魚類・水産製品」の関連条項との整合

議題5. 食品添加物のコーデックス一般規格（GSFA）

本会議に先立ち、3月11日及び12日に、食品添加物に関する一般規格（GSFA）に関する物理的作業部会（議長国：米国）が開催され、議題5(a)～(e)について議論を行った。

議題5(a). 食品分類01.2～08.4（食品分類04.1.2.4、04.2.2.4、04.2.2.5、04.2.2.6、05.1.1、05.1.3及び05.1.4を除く）の表1及び2の食品添加物条項

（経緯）

第46回部会において、電子的作業部会（議長国：米国）を設置し、GSFAの規格策定プロセスに入っている食品添加物条項の案又は原案のうち食品分類01.2から08.4まで（注釈161³の議論の影響を受ける「着色料」及び「甘味料」の機能のある食品添加物等の条項を除く。）について食品添加物条項の案を作成することとされた。前回部会において、時間の制約から議論できなかったため、今次部会に持ち越しとなっていた。

（結果）

部会は、物理的作業部会の勧告に基づき議論を行った。

勧告1

部会は、GSFAの食品分類01.2から08.4まで（「着色料」及び「甘味料」の機能のある食品添加物等の条項を除く。）の食品添加物条項の案及び原案について、ステップ8又はステップ5/8で採択するという物理的作業部会の勧告を承認した。

勧告2及び3

部会は、物理的作業部会から提案のあった食品添加物条項案及び原案の作業中止の勧告を承認した。また、エチルマルトール（INS 637）等の食品添加物について、使用の技術的正当性等に関する情報が不足していたことから、これらの食品添加物条項案及び原案を保留し、使用に係る情報を各国に求めることで合意した。

³ 食品添加物の使用については、特にGSFAの前文第3.2項（添加物使用の正当性）との合致を目指した輸入国の規制が適用される

勧告 4

物理的作業部会において、EU からアジピン酸類への暴露についての安全性の懸念が示されたことから、JECFA 事務局に対して暴露評価の説明を求めたところ、アジピン酸のリスク評価は 1966 年に行ったものであり、その当時は暴露評価を行っていない旨の説明があった。このため、物理的作業部会は、個別食品規格で認められているものを除き、アジピン酸に係る全ての食品添加物条項案及び原案の作業を保留することに合意した。

部会は、JECFA が暴露評価を行うために必要なアジピン酸 (INS 355) の使用濃度に関する情報を求める回付文書 (提出期限：2016 年 11 月) をコーデックス事務局が発出すること、及び、上記期限までに情報が提供されなかった場合は当該食品添加物条項案及び原案に係る作業を次回部会で中止するという勧告を承認した。

勧告 5

物理的作業部会において、EU から硝酸塩類 (INS 251, 252) 及び亜硝酸塩類 (INS 249, 250) の最大使用濃度の表し方 (使用量/残留量)、適切な使用濃度並びに安全性の懸念が示された。

部会は、物理的作業部会の報告書に基づき議論を行い、硝酸塩類 (INS 251, 252) 及び亜硝酸塩類 (INS 249, 250) の食品添加物としての使用による安全性の懸念を特定するための討議文書を、JECFA 事務局の協力の下、オランダが作成することに合意した。

勧告 6

物理的作業部会において、いくつかの食品添加物について、個別食品規格でその使用が認められていないものの、対応する食品分類で実際に使用されている例があるとのコメントが複数の国から出された。また、トコフェロール (INS 307a, b, c) について、食品分類 04.1.2 「加工果実」に使用する技術的正当性が不明確であるとの意見が表明された。このため、物理的作業部会は、関連する個別食品部会に対して、これらの食品添加物の使用の技術的正当性に関する情報を求めることに合意した。

部会は、関連する個別食品部会に食品添加物の使用の技術的正当性に関する情報を求めるという物理的作業部会の勧告を承認した。なお、CCFA の他の議題や他の部会での作業との関係で、今回の部会で議論を保留した食品添加物条項案及び原案については、新たに設置される GSFA に関する電子的作業部会で議論される予定である。

議題 5 (b). 食品分類 08.3.2、特に対応する個別食品規格に該当する製品におけるナイシン (INS 234) の使用

(経緯)

前回の部会において、電子的作業部会 (議長国：米国) を設置し、食品分類 08.3.2、特に、対応する個別食品規格 (「缶詰のコンビーフの規格」(CODEX STAN 88-1981)、 「ランチョンミートの規格」(CODEX STAN 89-1981)、 「塩漬し加熱調理されたひき肉の規格」(CODEX STAN 98-1981)) に該当する製品におけるナイシンの使用及び使用の正当性に関する情報を収集することとなった。

(結果)

物理的作業部会において、EU から shelf-stable food にナイシンを使用する必要性について懸念が表明され、複数の国から加熱工程での温度を下げるための手段の一つと

してナイシンを使用しているとの説明がなされた。また、ロシアからナイシンに対する薬剤耐性について懸念が表明されたが、JECFA 事務局から 2013 年の JECFA による評価において、ナイシンの食品添加物としての使用による薬剤耐性の懸念はないと結論付けられている旨説明がなされた。

最終的に、物理的作業部会は、食品分類 08.3.2 におけるナイシンの食品添加物条項案について、最大使用濃度を 25 mg/kg とし、注釈 233 (ナイシンとして) 及び新たな注釈 A (「ランチョンミートの規格」(CODEX STAN 89-1981)、「塩漬し加熱調理されたひき肉の規格」(CODEX STAN 98-1981)及び「缶詰のコンビーフの規格」(CODEX STAN 88-1981)に該当する製品については、冷蔵が必要な ready-to-eat の製品に限る) を付けることに合意した。

勧告 7

部会は、物理的作業部会からの勧告を承認し、食品分類 08.3.2 におけるナイシンの食品添加物条項案について、ステップ 5/8 で第 39 回総会に採択を求めることで合意した。ロシアは、ナイシンについて薬剤耐性の懸念があることから勧告に対して留保を表明した。

議題 5 (c). GSFA 食品分類 14.1.4 中のキラヤ抽出物 ((INS 999(i), 999(ii)) の使用及び使用濃度

(経緯)

前回の部会において、食品分類 14.1.4 「「スポーツ」、「エネルギー」又は「電解質」飲料、及び粒子を含む飲料などの水を主原料とする香料入り飲料」におけるキラヤ抽出物 (INS 999(i), 999(ii)) の食品添加物条項案について、STEP3 で各国にコメントを求めることで合意され、第 38 回総会で了承された。

(結果)

物理的作業部会は、チリからの提案のとおり、食品分類 14.1.4 におけるキラヤ抽出物 (INS 999(i), 999(ii)) の食品添加物条項案について、注釈 168 (キラヤ抽出物 Type I (INS 999(i)) のみ) を削除し、Type I と Type II の両方を使用できるようにすることに合意した。

勧告 8 及び 9

部会は、食品分類 14.1.4 のキラヤ抽出物 (INS 999(i), 999(ii)) の食品添加物条項案について、注釈 168 を削除するとともに、GSFA の注釈のリストから注釈 168 を削除するという物理的作業部会の勧告を承認した。また、GSFA におけるキラヤ抽出物 (INS 999(i), 999(ii)) の食品添加物条項案の作業を中止するという物理的作業部会の勧告を承認した。

議題 5 (d). パプリカ抽出物 (INS 160c(ii)) の使用及び使用濃度

(経緯)

第 79 回 JECFA においてパプリカ抽出物に ADI が設定されたことを受け、前回の部会において、GSFA の食品添加物条項案を検討するため、パプリカ抽出物の使用及び使用濃度に関するコメント及び提案を各国に求めることで合意された。

(結果)

複数の国・地域からパプリカ抽出物 (INS 160c(ii)) の使用濃度に関する情報が提供されたが、前回の回付文書 (CL 2015/9-FA) で求めた情報の内容が限定されており、コーデックス手続きマニュアルに規定されている食品添加物条項の策定作業開始の規準に則したものではなかったことから、物理的作業部会は、パプリカ抽出物 (INS 160c(ii)) の食品添加物条項案を破棄することで合意した。

勧告 10

部会は、物理的作業部会の提案のとおり、パプリカ抽出物 (INS 160c(ii)) の食品添加物条項案を破棄するという勧告を承認した。今後、パプリカ抽出物 (INS 160c(ii)) の食品添加物条項を策定するためには、通常の手続きどおり、GSFA の食品添加物条項の新規/改定のための回付文書に対して新たに提案する必要がある。

議題 5(e). 食品添加物条項の新規/改定の提案

(経緯)

第 46 回の部会において、GSFA における食品添加物条項の新規提案及び改定に関して、「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改定の検討に関する手順」で示された作業を開始するために必要な 7 つの規準を明示した提案提出の書式を回付文書に含めることで合意された。各国から提出されたコメントをコーデックス事務局が作業文書にまとめ、GSFA に関する物理的作業部会において検討することで合意された。

(結果)

部会は、物理的作業部会からの勧告に基づき議論を行った。

勧告 11

部会は、日本から提案したアドバンテームの食品添加物条項の原案を含め、各国から提案のあった食品添加物条項の原案をステップ 2 として GSFA の規格策定プロセスに入れるという物理的作業部会の勧告を承認した。

勧告 12

部会は、物理的作業部会の勧告のとおり、ステアリン酸マグネシウム (INS 470(iii)) を GSFA の表 3 に入れることについて、ステップ 5/8 で第 39 回総会に採択を求めることで合意した。なお、食品分類 12.2.1 「スパイス及びハーブ」におけるステアリン酸マグネシウム (INS 470(iii)) の食品添加物条項の提案については、将来的に CCSC での検討されることになる。

勧告 13

部会は、物理的作業部会の勧告のとおりカラギーナン (INS 407)、グリセリン脂肪酸エステル (INS 472c) 及びオクテニルコハク酸デンプンナトリウム (INS 1450) に係る食品添加物条項案を承認するとともに、カラギーナンの食品添加物条項に新たな注釈 F (As consumed) を付けることに合意した。

また、個別食品規格と GSFA との整合を図るために当該食品添加物条項案にいくつかの注釈を付けることを、関連する部会であるコーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) に伝えることに合意した。

勸告 14

ロシアからナイシンに関する提案があったが、JECFA による安全性評価を求める内容であり、JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更の提案については本作業部会の作業範囲ではないことから、部会は本提案を破棄することに合意した。

ステアリン酸マグネシウム (INS 470(iii)) について、JECFA が当該物質について「ADI を特定しない」と評価しており、今後 GSFA の表 3 に掲載することになった場合は、提案のあった食品分類 (※GSFA の表 3 の付表に記載されていない) に食品添加物条項を策定する必要がないことから、部会は本提案を破棄することに合意した。

Polyvinyl alcohol (PVA)-polyethylene glycol (PEG) graft co-polymer (INS 1209) について、binder 及び stabilizer としての使用に係る食品添加物条項の提案があったが、現時点で「食品添加物の機能分類及び国際番号システム (INS)」(CAC/GL 36-1989) にこれらの機能が規定されていないことから、部会は本提案を破棄することに合意した。

議題 5(f). 食品分類 01.1「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改定案の提案 (経緯)

第 45 回の部会において、「コーデックスの乳用語使用に係る一般規格」(CODEX STAN 206-1999) の「乳」の定義と GSFA の食品分類 01.1.1「乳 (プレーン)」及びそのサブカテゴリーの解説文には矛盾があり、現行の食品分類システムはプレーン還元乳及び他のプレーン (香り付けしていない) 乳製品を対象としていないという指摘がされた。

これを受けて、前回の部会において、電子的作業部会 (議長国: ニュージーランド) を設置し、食品分類 01.1「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーを改定するための新規作業を行うことで合意された。なお、前回の部会において、当該食品分類における食品添加物条項の策定作業は、当該食品分類及びそのサブカテゴリーの構造や解説文の改訂作業を完了させた後で検討することとされた。

(結果)

部会は、電子的作業部会からの改定案に基づき議論を行い、以下に合意した。

- (i) 食品分類 01.1「乳及び乳飲料」及びそのサブカテゴリーの改定案並びにそれらに付随する変更について、第 39 回総会に採択を求めること。
- (ii) 改定した食品分類 01.1「液状乳及び乳製品」、01.1.1「液状乳 (プレーン)」、01.1.3「液状バターミルク (プレーン)」及び 01.1.4「香り付けした液状乳飲料」における食品添加物条項の検討を GSFA に関する電子的作業部会に依頼すること。

なお、新たに策定した食品分類 01.1.2「その他の液状乳 (プレーン)」における食品添加物条項については、通常の手続きのとおり、食品添加物条項の新規/改定の提案に関する回付文書に対応して提案する必要がある。

<参考>

改定後	改定前（現行）
01.0. 乳製品及び類似製品（食品分類 02.0 の製品を除く）	01.0. 乳製品及び類似製品（食品分類 02.0 の製品を除く）
01.1. 液状乳及び乳製品	01.1. 乳及び乳製品
—	01.1.1 乳及びバターミルク（プレーン）
01.1.1. 液状乳（プレーン）	01.1.1.1. 乳（プレーン）
01.1.2. その他の液状乳（プレーン）	—
01.1.3. 液状バターミルク（プレーン）	01.1.1.2. バターミルク（プレーン）
01.1.4. 香り付けした液状乳飲料	01.1.2. 香り付けした／発酵した乳飲料

議題 5(g). ブドウ酒の製造における特定の食品添加物の使用に関する討議文書

（経緯）

前回の部会において、電子的作業部会（議長国：フランス、共同議長国：オーストラリア）を設置し、(i)乳化剤、(ii)安定剤、(iii)増粘剤、(iv)pH 調整剤及び(v)酸化防止剤をブドウ酒の製造に使用する一般的な状況において、a)(i)ブドウ酒の同一性、(ii)ブドウ酒の安定性、(iii)ブドウ酒への食品添加物の使用制限の包括的適用性及び(iv)ブドウ酒製造の技術的革新、についての一般的な懸念を明確にすること、b)a)の結果に基づいて、ブドウ酒における食品添加物の最大使用量を(i)数値または(ii)GMP とした場合の影響について検討することで合意された。

（結果）

部会は、電子的作業部会の勧告に基づき議論を行った。ワイン中の食品添加物の使用に関する一般的な考え方（ワインの本質的な特性を変えるものであってはならないこと、ワインの構成を大きく変えるものであってはならないこと）については概ね合意が得られたが、国際的に認知された機関、特に国際ぶどう・ぶどう酒機構（OIV）からの GMP に関する助言を得ることについては、各国から様々な見解が表明され、合意には至らなかった。

結論

部会は、電子的作業部会（議長国：EU、共同議長国：オーストラリア）を再度設置し、作業文書や本部会で表明された各国の意見等を考慮に入れた上で、以下の事項を検討することに合意した。

- (i) ワイン中の食品添加物に関する GSFA の修正の勧告の策定及び分析
- (ii) pH 調整剤、安定剤及び酸化防止剤の機能分類に属する食品添加物の条項の検討

次回会合に向けた GSFA に関する作業

＜GSFA に関する電子的作業部会＞

部会は、電子的作業部会（議長国：米国）を設置し、以下の事項を検討することに合意した。

- (i) 今回で保留された食品添加物条項案に関する情報及び技術的正当性を求めること
- (ii) 食品分類 14.1.4 における安息香酸類の使用に関する技術的正当性及び使用濃度に関する情報を求めること（議題 3(a)関連）
- (iii) 食品分類 05.0 及び 05.1 並びに関連するサブカテゴリーにおける食品添加物の使用に関する情報を求めること（議題 4(b) 関連）
- (iv) 注釈 22 が付いている食品添加物の個別食品規格 CODEX STAN 311-2015 に該当しない製品への使用に関する情報を求めること（議題 4(b)関連）
- (v) 改定された食品分類 01.1、01.1.1、01.1.3 及び 01.1.4 における食品添加物条項（既に承認されたものだけでなく、ステッププロセスにある案を含む）の妥当性を検討すること（議題 5(f)関連）

＜GSFA に関する物理的作業部会＞

部会は、次回会合の直前に GSFA に関する物理的作業部会（議長国：米国）を開催し、CCFA に対して以下の事項に関する勧告を作成することに合意した。

- (i) GSFA に関する電子的作業部会の報告書
- (ii) アジピン酸（INS 355）の使用及び使用濃度に関する情報を求める回付文書に対して提出されたコメント（議題 5(a)関連）
- (iii) GSFA の食品添加物条項の新規又は改定の提案

議題 6. 食品添加物の国際番号システム（INS）の変更／追加に関する修正原案の提案

前回の部会において、INS への変更／追加の提案を各国から受け付け、電子的作業部会（議長国：イラン）において討議文書を作成することとされた。電子的作業部会での意見を踏まえ、会期内作業部会（議長国：イラン）が作成した以下の勧告に基づき議論が行われた。

勧告 1：機能分類「Emulsifying salt」の技術的目的に「Emulsifying salt synergist」を追加

勧告 2：機能分類「Stabilizer」の技術的目的に「binder」を追加

勧告 3：3つの食品添加物（色素）を新たに INS に追加

勧告 4：Protease（INS 1101(i)）の名称を Protease from *Aspergillus oryzae*.Var.に変更

勧告 5：Protease from *Streptomyces fradiae* 及び Protease from *Bacillus subtilis* を新たに INS に追加

勧告 6：Polyvinyl alcohol (PVA)-polyethylene glycol (PEG) graft co-polymer (INS 1209)の機能分類及び技術的目的を修正

部会は、会期内作業部会からの勧告を承認し、INS の修正原案について、ステップ 5/8 で第 39 回総会に採択を求めることに合意した。また、部会は、INS の変更／追加に関する各国の提案を検討することを目的とした電子的作業部会（議長国：イラン）を設置することに合意した。

議題7(a). JECFAによる評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更の提案

各国から提案された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更について、会期内作業部会（議長国：カナダ）で議論を行い、会期内作業部会による勧告に基づき部会で議論が行われた。

会期内作業部会では、2016年12月までにデータが入手できない物質は優先リストに掲載せず、来年度以降に再提出を促すという方針で作業を行った。なお、2016年12月までにデータ提出というのはあくまで目安であり、データは JECFA からの Call for data に応じて提出する必要がある。

シヨ糖脂肪酸エステル、グルカナーゼ及びホスホリパーゼ

日本から提案した、シヨ糖脂肪酸エステルの同一性及び純度の規格の変更並びにグルカナーゼ、ホスホリパーゼの安全性評価及び同一性及び純度の規格設定について、2016年12月までにデータ提出が可能である旨日本から発言し、優先リストに掲載されることとなった。

亜硫酸水素カリウム

スポンサーからの協力がもはや得られないため、部会は優先リストから削除することで合意した。CCFA は、GSFA の表 1 及び表 2 から当該食品添加物条項を削除するとともに、休会中の部会が作成した「即席めんの規格」(CODEX STAN 249-2006) の食品添加物のリストから当該食品添加物を削除することに合意した。また、現在活動中の個別食品部会が作成した3つの個別食品規格について、当該部会に対し当該食品添加物の条項の削除を検討するよう要請することに合意した。

アラビアガム

スーダンからアラビアガム (INS 414) の同一性及び純度の規格の変更の提案があった。現行の規格では *Acacia senegal* 又は *Acacia seyal* を起源としているが、*Acacia senegal* を起源とするものに変更したいとの提案である。JECFA 事務局から、そのような変更を行うためには、新たな INS 番号の設定及び安全性評価が必要であり、また、規格の変更の技術的正当性に関する十分な説明が必要である旨発言があった。

最終的にアラビアガムの規格の変更について合意は得られず、部会は、優先リストからアラビアガムを削除することに合意した。

リン酸鉄 (III) 及びピロリン酸第二鉄

部会は、栄養強化を目的とした使用であり、コーデックスにおける食品添加物の定義には該当しないことから、両物質を優先リストから削除することに合意した。

ゲランガム

部会は、乳児用調製乳への使用を意図した食品添加物であり、JECFA での検討を開始する前に、コーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) に対して技術的正当性の確認を求めることで合意した。

食品添加物のさらなる優先順位づけ

JECFA 事務局から、優先リストに掲載される物質が年々多くなり評価が追い付かなくなっているため、CCFA においてさらなる優先順位付けをするよう提案があった。

そのため、CCFA の作業の効率的な管理を検討するための討議文書の中でこの点についても検討することで合意した。

(結論)

部会は、JECFA による評価のための優先リストについて、FAO 及び WHO に提出すること及び第 39 回総会に採択を求めることで合意した。

議題 7(b). 硫酸水素カリウム類、ソルビン酸ナトリウム、亜硫酸水素カルシウムの商業的利用の情報

(経緯)

前回の部会において、コーデックス事務局が、食品での硫酸水素カリウム (INS 515(ii))、ソルビン酸ナトリウム (INS 201) 及び亜硫酸水素カルシウム (INS 227) の商業的使用に関する情報を要請し、各国から提供された情報に基づき、以下のいずれかの勧告をすることで合意された。

- a) 商業的使用の情報がない食品添加物を GSFA から削除する。
- b) 商業的使用の情報があった場合、第 49 回部会までに JECFA の評価に必要なデータが提供されなければ、当該食品添加物を GSFA から削除するという理解の下、JECFA により評価される物質の優先リストに掲載する。

(結果)

コーデックス事務局からの情報提供の要請に対し、ソルビン酸ナトリウム (INS 201) のみ情報が提供された。部会は、ソルビン酸ナトリウムについて、次回の部会までに JECFA の評価に必要なデータを必ず提供するという理解の下、JECFA の優先リストに掲載することで合意した。また、硫酸水素カリウム (INS 515(ii)) 及び亜硫酸水素カルシウム (INS 227) を GSFA から削除することで合意した。

さらに、部会は各個別食品部会に対して、個別食品規格から硫酸水素カリウム (INS 515(ii)) 及び亜硫酸水素カルシウム (INS 227) の食品添加物条項を廃止することを要請することで合意した。また、前回の部会において個別食品規格からの食品添加物条項の廃止を勧告しなかった食品添加物 (対応する JECFA の同一性及び純度の規格が無く、GSFA から削除されたもの) についても、個別食品規格からの食品添加物条項の廃止を各個別食品部会に要請することで合意した。

議題 8. 副次的添加物に関する討議文書

(経緯)

第 45 回部会において、第 76 回 JECFA が作成した食品添加物の成分規格について報告がなされた際に、複数の国から、副次的添加物を食品添加物の同一性及び純度に関する規格に盛り込むことを要望するとの発言があったが、EU が留保を表明するとともに、部会として検討すべきである旨の表明がなされた。このため、EU が討議文書を作成し、第 46 回部会で検討することで合意された。

第 46 回部会において、EU が作成した討議文書を基に議論したが、副次的添加物の重要性を指摘する意見がある一方で、副次的添加物の使用による懸念となる点が明確になっておらず、CCFA で議論する優先順位としては低いとの意見が出たため、合意が得られなかった。議長からの提案により、①副次的添加物の定義の作成、②CCFA で副次的添加物に関して取り扱うことの問題点の分析、③必要に応じて、副次的添加物に関する問題点に対する解決策のための勧告の作成、を目的とした電子的作業部会

(議長国：EU) を設置することで合意された。

前回部会において、第 46 回部会で設置された電子的作業部会からの提案に基づき議論が行われ、副次的添加物の作業用の定義が合意された。また、電子的作業部会(議長国：EU) を設置し、作業用の定義を GSFA 序文の第 4 節(食品添加物のキャリーオーバー)と比較し、同節で当該定義の全てを適切に網羅していない場合は、GSFA にどのような影響を与えるかを分析することで合意された。

電子的作業部会での検討の結果、副次的添加物の問題を解決するために以下の3つのオプションが提案された。

オプション A：GSFA に新たな食品分類「Preparation (製剤)」を作成する

オプション B：注釈を用いて解決する

オプション C：副次的添加物に関するガイドラインを作成する

(結果)

まず初めに議長から、議論を広げることはせず、電子的作業部会から提案のあったオプションに焦点を当てて議論することが提案され、部会は議長からの提案に合意した。議長がどのオプションが望ましいか意見を求めたところ、オプション B を支持する国・機関はおらず、オプション A とオプション C で意見が二つに別れ、合意には至らなかった。日本からは、副次的添加物は食品添加物ではないこと、副次的添加物は食品として通常食べられるものではないこと、CCFA のリソースが限られていることからオプション C を支持する旨発言した。

オプション A を支持する国・機関から表明された意見は次のとおり：

- ・コーデックス手続きマニュアル及び GSFA の前文の規定に則した措置である
- ・最も透明性の高い方法である
- ・ADI の低い食品添加物が副次的添加物として使用される可能性があり、安全性上の懸念がある 等

オプション C を支持する国・機関から表明された意見は次のとおり：

- ・副次的添加物の議論をキャリーオーバーの原則に制限するのは適当ではない
- ・新たな食品分類の作成は貿易に支障を与える可能性がある
- ・副次的添加物は食品として通常食べられるものではない 等

結論

議長は、討議文書の勧告案に合意することは困難であり、副次的添加物に関する問題を解決する必要性及びオプション A 又はオプション C が CCFA の作業に与えるインパクトを分析するための討議文書を新たに作成することに賛同が得られなかったことから、オプション A 又はオプション C に基づいた新たな作業は行わないことを提案した。

最終的に部会は、現行の GSFA の食品分類のシステムの中で、注釈を用いて副次的添加物の問題を解決するという現行の手段を継続することに合意した。

議題 9. 食品添加物として販売される製品の表示に関する一般規格 (CODEX STAN 107-1981) の 4.1.c 節及び 5.1.c 節の改訂案の提案

(経緯)

前回部会において、「食品添加物として販売される製品の表示に関する一般規格」(CODEX STAN 107-1981) 及び「包装食品の表示に関する一般規格」(CODEX STAN 1-1985) と「香料の使用に関するガイドライン」(CAC/GL 66-2008) との間で、香料

に関する用語が整合していないことから、電子的作業部会（議長国：米国）を設置し、まずは食品添加物部会の権限で改訂作業ができる、「食品添加物として販売される製品の表示に関する一般規格」（CODEX STAN 107-1981）の 4.1.c 節（小売りが販売する包装された食品添加物の義務表示）及び 5.1.c 節（小売り以外の者が販売する包装された食品添加物の義務表示）を改訂するための新規作業を行うことに合意した。

（結果）

部会は、電子的作業部会からの勧告に基づき議論を行った。

勧告 1 及び 2

部会は、電子的作業部会からの提案のとおり、食品添加物として販売される製品の表示に関する一般規格（CODEX STAN 107-1981）の 4.1.c 節及び 5.1.c 節の第 1 及び第 2 センテンスの改訂に関する勧告を承認した。

勧告 3

電子的作業部会からの勧告に基づき議論を行ったところ、「artificial」という用語の使用について、「香料の使用に関するガイドライン」（CAC/GL 66-2008）に定義されている「synthetic」に置き換えるべきという意見と、国際的な貿易で一般的に使用されているので「artificial」とすべきとする意見とで対立があった。部会は、本作業の目的は用語の不整合による貿易上の不都合を解消することであること、これらの用語の使用は義務ではないこと、提案されている改定案の中で「artificial」と「synthetic」の用語が関連づけられていること、食品安全上の問題ではないことから、電子的作業部会からの提案のとおり改訂することに合意した。

勧告 4 及び 5

部会は、電子的作業部会の提案のとおり、食品添加物として販売される製品の表示に関する一般規格（CODEX STAN 107-1981）の 4.1.c 節及び 5.1.c 節から、食品添加物中のスパイス及びハーブの表示に関するセンテンスを削除し、原材料の表示に関する新たなサブセクションを設けることに合意した。

結論

部会は、「食品添加物として販売される製品の表示に関する一般規格」（CODEX STAN 107-1981）の改定案について、コーデックス食品表示部会（CCFL）に承認を求めるとともに、ステップ 5/8 で第 39 回総会に採択を求めることに合意した。また、各個別食品部会に対して個別食品規格の改訂を検討することを要請することに合意した。

<参考仮訳>

改訂後	改定前
(c) 香料製剤の場合、個々の香料の名称を表示する必要はない。官能特性（例：りんご香料）及び又は製品の起源を表す表現とともに、一般表現である「香料（flavouring）」を使用してもよい。製品の起源を示す場合は、その一般表現に、必要に応じて、CAC/GL 66-2008 で規定された天然香料の場合は「天然」を、CAC/GL 66-2008	(c) 香料製剤の場合、個々の香料の名称を表示する必要はない。香りの性質を正確に表す表現とともに、一般表現である「フレーバー(flavor)」又は「香料（flavouring）」を使用してもよい。「フレーバー」又は「香料」という一般表現に、必要に応じて、「天然」、「nature-identical」、「人工」、又はそれらを組み合わせて使用してもよい。本

<p>で規定された合成香料の場合は「人工」を、又はそれらを組み合わせて使用してもよい。</p>	<p>規定は flavour modifier には適用しないが、「ハーブ」及び「スパイス」には適用し、必要に応じてその一般表現を使用してもよい。</p>
<p>(f) 食品原料が製剤の一部である場合は、それらを重量の重い順に原料リストに表示しなければならない。包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CODEX STAN 1-1985) の 4.2.3.1 節で規定されている分類に該当する食品原料については、適切な分類名を表示してもよい。ただし、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CODEX STAN 1-1985) の 4.2.1.4 節において、過敏症の原因となることが知られている食品及び原料については表示しなければならない。</p>	<p>—</p>

※担当者の仮訳であり、正式な文章は原文を参照願います。

議題 10. その他の事項及び今後の作業

その他の事項は提案されていない。

議題 11. 次回会合の日程及び開催地

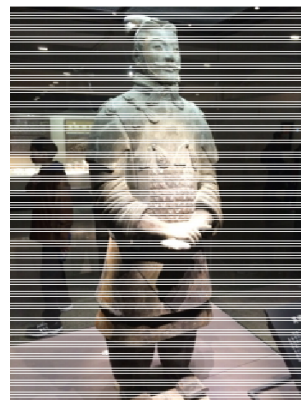
第 49 回会合は 2017 年 3 月 20 日～24 日に中国で開催される予定である。具体的な開催地は、ホスト国政府とコーデックス事務局が協議して決定される。

食品添加物部会（CCFA）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品添加物の同一性及び純度に関する規格の原案	5/8	第 39 回総会
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品分類 01.1 「液状乳及び乳製品」の改定原案及び付随的変更	5/8	第 39 回総会
GSFA の食品添加物条項案及び原案	8 & 5/8	第 39 回総会
食品添加物の国際番号システム（CAC/GL 36-1989）の修正原案	5/8	第 39 回総会
食品添加物として販売される製品の表示に関する一般規格（CODEX STAN 107-1981）の 4.1.c 節及び 5.1.c 節の改定原案	5/8	第 39 回総会
「ココアバター規格」(CODEX STAN 86-1981)、「チョコレート及びチョコレート製品の規格」(CODEX STAN 87-1981)、「ココア(カカオ)マス(ココア/チョコレートリカー)及びココアケーキ食品規格」(CODEX STAN 141-1983)、「カカオ粉末(ココア)及びココアと砂糖の乾燥ミックス食品規格」(CODEX STAN 105-1981)における食品添加物に関するセクションの改定	採択	第 39 回総会
チョコレート及びチョコレート製品に関する 4 つの個別食品規格並びにコーデックス魚類・水産製品部会から依頼された個別食品規格の整合に関連した GSFA の食品添加物条項の修正	採択	第 39 回総会
個別食品規格における食品添加物条項の修正	承認	第 39 回総会
GSFA の食品添加物条項の原案	2	CCFA（来年以降）
食品添加物の国際番号システム（INS）の修正	1, 2, 3	電子的作業部会（EWG） （議長国：イラン）
食品添加物の同一性及び純度に関する規格（第 82 回 JECFA）	1, 2, 3	第 49 回 CCFA
GSFA の食品添加物条項	廃止	第 39 回総会
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	中止	—
個別食品規格の食品添加物条項と	—	電子的作業部会（議長国：オー

事項	ステップ	今後のアクション
GSFA の関連条項の整合		ストラリア、共同議長国：米国) 第 49 回 CCFA
アジピン酸の使用濃度に関する情報	—	GSFA に関する物理的作業部会 (議長国：米国)
ブドウ酒の生産における食品添加物の使用に関する討議文書	—	電子的作業部会 (議長国：EU、 共同議長国：オーストラリア)
GSFA の表 1 及び 2 の食品添加物条項	—	GSFA に関する電子的作業部会 (議長国：米国)
GSFA の新規又は改定する食品添加物条項		GSFA に関する物理的作業部会 (議長国：米国)
CCFA の作業の管理に関する討議文書	—	中国及び米国
硝酸塩 (INS 251, 252) 及び亜硝酸塩 (INS 249, 250) の使用に関する討議文書	—	オランダ
JECFA による評価を提案する物質の優先リスト	—	FAO 及び WHO 第 49 回 CCFA
JECFA による評価を提案する物質の優先リストへの追加及び変更の提案	—	第 49 回 CCFA
副次的添加物に関する討議文書	完了	—
GSFA に関する情報文書	—	コーデックス事務局
個別食品規格の食品添加物条項に関する情報文書	—	コーデックス事務局

コーデックス食品添加物部会 (CCFA) に関する参考資料



1

■ コーデックス食品添加物部会 (CCFA)

- CCFA (Codex Committee on Food Additives)
- コーデックス委員会の一般問題部会 (10部会) の一つで、食品添加物に関する事項を扱う(※)
- 議長国: 中国 (第39回 (2007年) から)
- 第38回 (2006) 会合以前は、CCFAC (Codex Committee on Food Additives and Contaminants) が食品添加物と汚染物質の両方を担当

※個別食品規格 (Commodity Standard) における食品添加物の使用の正当性、使用濃度等については、各個別食品部会で議論される

■ コーデックス食品添加物部会(CCFA)の所掌範囲

1. 食品添加物の最大使用濃度の設定/承認
2. FAO/WHO合同食品添加物専門家会合(JECFA)による評価のための食品添加物の優先リスト(Priority list)の作成
3. 食品添加物の機能分類(Functional class)の設定
4. 「食品添加物の同一性及び純度の規格」の総会へ承認を求めるための勧告
5. 食品中の添加物の分析法の検討
6. 食品添加物に関する規格及び規範の検討/作成(ex. 食品添加物として販売される製品の表示)

3

■ 食品添加物に関するコーデックス一般規格(GSFA)

食品添加物に関するコーデックス一般規格

(General Standard for Food Additives)

- ✓ 食品添加物、ADIなどの用語の定義や食品添加物使用の一般原則、食品へのキャリーオーバーを適用する条件、食品中の食品添加物の最大濃度等を規定
- ✓ Codex規格の一つであり、SPS協定上の国際規格
- ✓ GSFAは食品添加物について唯一の参照すべき基準

各国が食品添加物の規格を策定する場合、GSFAに基づかなければならない

4

■ GSFAの構成

①前文

GSFAの対象範囲、用語の定義、食品添加物使用の一般原則等の基本的な考え方を記載

②付属文書

A: 食品中の最大濃度検討のためのガイドライン

B: 食品分類システム*一覧表

C: コーデックス食品規格と食品分類システムの相互参照表

③食品添加物条項

・表1

・表2

・表3及び表3の付表

*食品中の最大濃度を割り当てるために使用。国際的に流通する全ての食品を分類。

5

■ Codexにおける食品添加物の定義

1. 通常**それ自体を食品として消費せず、典型的な食品の成分でないもの**
2. 食品の製造、加工、調理、処理、充填、包装、輸送又は保存において、**目的**(官能的なものも含む)を持って**意図的に添加**するもの
3. 添加物又はその副生成物が**食品中に存在**すると考えられ、**特性に影響を及ぼすもの**
4. 汚染物質又は栄養学的品質を維持・改善するために添加する物質は含まない。

(※ 加工助剤は別扱い)

6

■ GSFAの食品添加物条項

GSFAの食品添加物条項には次の3つの表が掲載

表1：食品添加物の名称の順に並べた表

表2：食品分類の順に並べた表

表3：JECFAが「ADIを設定しない」と評価した食品添加物について、その“機能分類”と“個別食品規格に該当する食品に使用できるか”を食品添加物の名称の順に並べた表

表3の付表：

表3に掲載されている食品添加物について

- ・表1、2に食品中の最大濃度を規定する必要がある食品分類の表
- ・個別食品規格に該当する食品における取り扱いを示した参照表

7

■ GSFAの食品添加物条項に記載される事項

国際的リスク評価機関（JECFA）によって**ADI (一日摂取許容量)** が設定された食品添加物について、以下の項目を記載。

- (1) **機能分類** (例：着色料、乳化剤など)
- (2) 食品分類ごとの**食品中の最大濃度**
(使用が正当と認められたものに限る)
- (3) 国際番号システム (INS)* の番号

*各国で使用されている食品添加物に番号を付け、機能とともにリスト化したもの。JECFAの評価が終わっていない物質も含まれる。⁸

■ GSFAの食品添加物条項(表1の例)

INS番号	食品分類	食品中の最大濃度	注釈	
INS 950	ACESULFAM POTASSSIUM Acesulfame potassium	Functional class: Flavour enhancer	Sweetener	
Food Cat No	Food Category	Max Level	Notes	Year Adopted
05.1.1	Cocoa mixes (powders) and cocoa mass/cake	350 mg/kg	97&188	2007
05.1.2	Cocoa mixes (syrops)	350 mg/kg	97, 161&188	2007
...

Note 97: On the final cocoa and chocolate product basis.

9

■ GSFAの食品添加物条項(表2の例)

食品分類	INS番号	食品中の最大濃度	注釈	
Food Category No. 05.1.1	Cocoa mixes (powders) and coca mass/cake			
Additive	INS	Year Adopted	Max Level	Notes
ACESULFAME POTASSSIUM	950	2007	350 mg/kg	97 & 188
AMMONIUM SALTS OF PHOSPHATIDIC ACID	442	2009	10000 mg/kg	97
ASPARTAME	951	2007	3000 mg/kg	97 & 191
...

■ GSFAの食品添加物条項(表3の例)

表3に掲載されている食品添加物は、**GMPの一般原則に従った使い方であれば**、目的の効果を達成するために必要な分だけ使用できる

INS No	Additive	Functional Class	Year Adopted	Acceptable, including foods conforming to the following commodity standards
260	Acetic acid, glacial	Acidity regulator, Preservative	1999	CS 117-1981
472a	Acetic and fatty acid esters of glycerol	Emulsifier, Sequestrant, Stabilizer	1999	CS 117-1981

(※CODEX STAN 117-1981: Standard for Bouillons and Consommés)

11

■ GSFAにおけるGMPの一般原則

すべての食品添加物は、以下の原則に則って使用しなければならない

1. 使用する食品添加物の濃度は、目的の効果を達成するために必要最小限であること
2. 食品の製造、加工、包装工程で使用し、最終食品中での効果を期待しない食品添加物の使用は、可能な限り減らすこと
3. 食品添加物が適正な品質であること及び食品原料と同様に取り扱うこと

12

■ 個別食品規格の食品添加物条項

- 食品添加物のリストを食品中の**機能ごと**に作成
- 記載する項目は、①INS番号、②食品添加物の名称、③食品中の最大濃度

Acidity regulators

INS No.	Name of Food Additive	Maximum Level
503(i)	Ammonium carbonate	Limited by GMP
...

Emulsifiers

442	Ammonium salts of phosphatidic acids	10 g/kg in finished cocoa or chocolate products
...

13

■ GSFAと個別食品規格の食品添加物条項の整合

- GSFAと個別食品規格の食品添加物条項は整合していない。その理由は、
 - GSFAは個別食品規格がカバーしていない食品を含む
 - 個別食品規格にGSFAの複数の食品分類が含まれる

GSFA	個別食品規格
食品分類4.2.2.4	たけのこ缶詰の規格 マッシュルーム缶詰の規格
食品分類4.1.2.3、 4.1.2.10、4.2.2.3、4.2.2.7	果実及び野菜漬物の規格

⇒コーデックス食品添加物部会では、両者の整合をとるべく作業中(作業例は次のスライドを参照)。

■ GSFAと個別食品規格の整合の作業(例)

Food Category No.	Cocoa mixes(Powders)and cocoa mass/cake			
05.1.1	INS	Year Adopted	Max Level	Notes
ACESULFAME POTASSIUM	950	2007	350mg/kg	97, 188, <u>XS141</u>
...

XS141: Excluding products conforming to the Standard for Cocoa(Cacao)Mass(Cocoa/chocolate liquor)and Cocoa Cake (CODEX STAN 141-1983)

15

■ GSFAと個別食品規格の整合の作業(例)

CODEX STAN 141-1983: Standard for Cocoa (Cacao) Mass (Cocoa/Chocolate Liquor) and Cocoa Cake

4. FOOD ADDITIVES

4.1

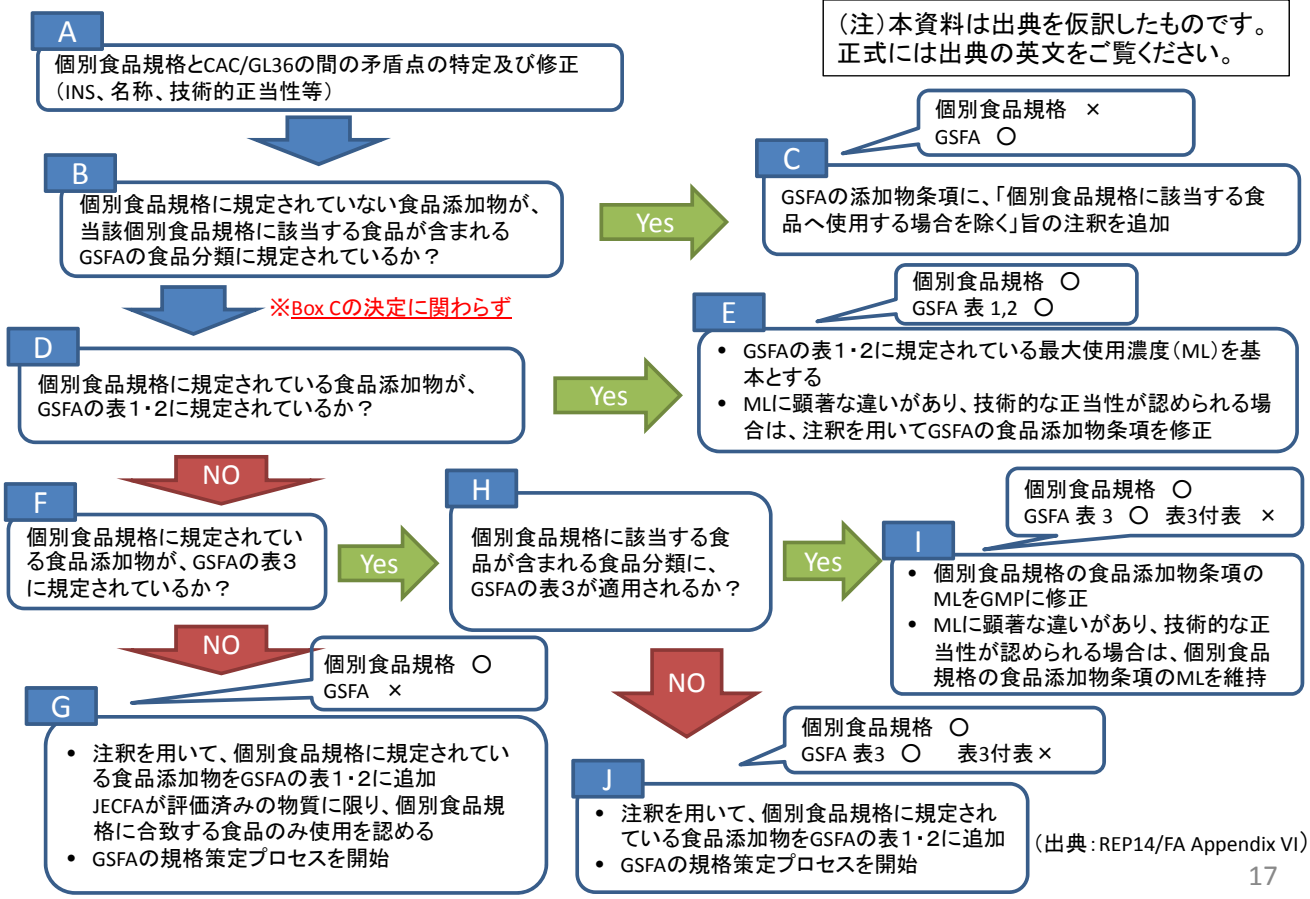
Acidity regulators and emulsifiers used in accordance with Table 1 and 2 of the General Standard for Food Additives (CODEX STAN 192-1995) in food category 05.1.1 (Cocoa mixes (powders) and cocoa mass/cake) and its parent food categories are acceptable for use in foods conforming to the Standard. Only certain Table 3 food additives (as indicated in Table 3) are acceptable for use in foods conforming to this Standard.

個別食品規格において、個別の食品添加物条項を削除し、GSFAの食品添加物条項を参照する文章を追加

16

個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項を整合させるためのディシジョンツリー

(注)本資料は出典を仮訳したものです。正式には出典の英文をご覧ください。



(出典: REP14/FA Appendix VI)

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 48 回残留農薬部会

日時：2016 年 4 月 25 日（月）～4 月 30 日（土）

場所：重慶市（中華人民共和国）

仮議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO 及び WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2015 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会(CCPR)で生じた特定の懸案に対する 2015 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4）
7	ササゲ属（ <i>Vigna</i> spp.）の豆を Beans (dry)に変更することに伴う Peas (dry) のコーデックス農薬最大残留基準値（CXL）への影響に関する討議文書
8(a)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案（ステップ 7）：グループ 015 - 豆類（種実）
8(b)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ 4）：グループ 014 - 豆類（未成熟）
8(c)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ 4）：グループ 011 - うり科果菜類

8(d)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ4）：グループ020 - 穀類
8(e)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ4）：グループ021 - 砂糖製造用緑草類
8(f)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ4）：グループ024 - 飲料及び砂糖菓子用種子類
8(g)	Table 2「野菜及び穀類の代表作物の選定例」の原案（食品群へのMRLの外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料）（ステップ4）
9	残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案
10	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

第 48 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題

日時：2016 年 4 月 25 日 (月) ～4 月 30 日 (土)

場所：重慶市 (中華人民共和国)

主要議題の検討内容

1. MRL 設定対象となる食品分類の改訂に関する議題

議題 8(a)-(f) 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案及び改訂原案

(概要)

「食品及び飼料のコーデックス分類」は、国際貿易される食品や飼料に関する農薬の最大残留基準を統一的かつ正確に記述するために、コーデックス委員会がそれらの食品や飼料を分類したものである。個々の食品や飼料は、その形状や植物学的な特徴等に基づいて、どのくらい農薬が残留するかを考慮して分類されており、主としてグループごとに、MRL が適用される食品や飼料の部位、すなわち MRL に適合しているかどうかを判断するために分析する部位も定義されている。

この分類について、近年の国際貿易の実態を踏まえ、2006 年から改訂作業が進められており、各グループにおける新たなサブグループの設置や新規食品の追加のほか、MRL が適用される食品の部位 (分析部位) の定義の確認等が行われている。

今次部会では、以下の 6 つのグループについて、前回の第 47 回部会以降、電子作業部会 (議長国：米国、共同議長国：オランダ) における検討結果を反映した改訂案又は改訂原案が提示され、議論される予定である。

- (a) 豆類 (種実) の改訂案 (ステップ 7)
- (b) 豆類 (未成熟) の改訂原案 (ステップ 4)
- (c) うり科果菜類の改訂原案 (ステップ 4)
- (d) 穀類の改訂原案 (ステップ 4)
- (e) 砂糖製造用緑草類の改訂原案 (ステップ 4)
- (f) 飲料及び砂糖菓子用種子類 (ステップ 4)

(対処方針)

農薬の残留の程度に影響を与え得る作物の特性 (収穫物の形態、収穫時の生育段階) をはじめ、我が国における作物の生産、消費及び貿易の実態を考慮して、科学的に妥当な改訂内容となるよう適切に対応したい。特に前回部会でサブグループについて合意が得られなかったうり科果菜類及び穀類については、下記のように対応したい。

・うり科果菜類

<提案されているサブグループ>

オプション 1	オプション 2	オプション 3 (電子作業部会議長が提示した妥協案)
11A Cucumber and summer squash 11B Melons 11C Winter squashes	11A Melon 11B Squash/cucumber	11A Cucumber and Summer Squash 11B Melons and Pumpkins (includes winter squashes and pumpkins)

→ きゅうり (11A)、メロン (11B)、かぼちゃ (11C) を異なるサブグループに分類	→ きゅうりとかぼちゃを同一のサブグループ (11B) に分類	→ メロンとかぼちゃを同一のサブグループ (11B) に分類
→ 日本が支持	→ 米国が支持	→ カナダ、EU、ドイツ、NZ、エクアドルが支持

<論点> メロンとかぼちゃを別のサブグループとするか否か

メロンとかぼちゃについて、果実が肥大して成熟してから収穫する点は類似しているが、可食部位が異なり（メロンは果肉のみ、かぼちゃは皮を含む果実全体）、暴露評価に用いる残留データが異なることから、別のサブグループにすべきとの立場で対応したい。ただし、この案で合意が難しい場合には、かぼちゃの暴露評価を行う際に皮を含む果実全体の残留データを用いることを前提に、両者を同一のサブグループにすることを許容可能であるとの立場で対応したい。

・穀類

<提案されているサブグループ>

オプション1 (カナダが提案した妥協案)	オプション2 (日本が提案した妥協案)
20A Wheat, similar grains and pseudocereals	20A Wheat, similar grains and pseudocereals without husks
20B Barley and similar grains	20B Barley, similar grains and pseudocereals with husks
20C Rice cereals	20C Rice cereals
20D Maize, Grain Sorghum and Millet	20D Maize, Grain Sorghum and Millet
20E Sweet Corn cereals	20E Sweet Corn cereals
<p>→ オプション1では、擬穀類 (Pseudocereals) を小麦 (Wheat) と同じサブグループに分類</p> <p>→ オプション2では、収穫時に外皮がとれる擬穀類 (例：キノア、アマランサス) を小麦 (Wheat) と同じサブグループに、収穫時に外皮がとれない擬穀類 (例：そば) を大麦 (Barley) に分類</p>	

穀粒が生育期間中や貿易される際に外皮で保護されているか否かを考慮して MRL が適用される部位やサブグループを考慮すべきであるとの立場で対応したい。

<論点> 小麦と大麦を同一のサブグループとするか否か

同一の使用方で農薬を使用した場合、収穫時に外皮がとれない大麦は、収穫時に外皮が取れる小麦より、農薬の残留濃度が高くなる傾向があることから、両者を別のサブグループにすべきとの立場で対応したい。

<論点> 擬穀類を小麦や大麦などから独立したサブグループとするか否か

擬穀類は、大麦や小麦などと比較して植物学的性質、生育特性や農薬の使用方法が異なることから、独立したサブグループにすべきとの立場で対応したい。ただし、この案で合意が難しいと考えられる場合には、収穫時に外皮がとれない擬穀類 (例：そば) を大麦のサブグループに、収穫時に外皮がとれる擬穀類 (例：キノア、アマランサス) を小麦のサブグループに分類すべきとの立場で対応したい。

議題 8(g) Table 2 及び Table 3 「野菜及び穀類の代表作物の選定例」の原案 (食品群へ

の MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスの添付資料)

(概要)

ある食品群において、代表作物を選定し、その作物の残留試験を実施してグループ MRL を設定すれば、マイナー作物に多くの MRL を設定するための一手段となる。この考え方にに基づき、第 35 回総会（2012 年）で、グループ MRL を設定する際に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」及びこれに添付する果実の代表作物の例示を掲載した Table 1 が最終採択された。

今次部会では、野菜の代表作物の例示を掲載した Table 2 及び穀類の代表作物の例示を掲載した Table 3 について、電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：オランダ）の議長が作成した原案が提示され、議論される予定である。

(対処方針)

既に合意された「原則及びガイダンス」に基づく代表作物の選定の考え方や、議題 8 (a) - (f) における議論との整合を図りつつ、適切に対応したい。

議題 7 ササゲ属 (*Vigna. spp*) の豆を Beans (dry)に変更することに伴う Peas (dry)のコーデックス農薬最大残留基準値 (CXL) への影響に関する討議文書

(概要)

議題 8(a)の豆類（種実）の改訂案では、現行の VD 0072 Peas, dry に含まれるエンドウ属 (*Pisum spp.*) とササゲ属 (*Vigna spp.*) の豆のうち、ササゲ属の豆のみを VD 2890 Beans (*Vigna spp.*) (dry)に変更することが提案されている。同様に、議題 8(b)の豆類（未成熟）の改訂原案では、現行の VP 0063 Peas (pods and succulent seeds)及び VP 0064 Peas without pods (succulent seeds)に含まれるエンドウ属 (*Pisum spp.*) とササゲ属 (*Vigna spp.*) の未成熟豆のうち、ササゲ属の未成熟豆のみを VP 2840 Beans with pods (*Vigna spp.*) (young pods and succulent seeds)及び VP 2843 Beans without pods (*Vigna spp.*) (succulent seeds)に変更することが提案されている。

前回部会において、タイが、これらの変更により、ササゲ属の豆及び未成熟豆に適用される CXL が無くなることに懸念を示し、タイが討議文書を作成することとなった。

今次部会では、タイが作成した討議文書が提示され、ササゲ属の豆及び未成熟豆に対する CXL の適用の方針について、議論される予定である。具体的には、インゲンマメ属とササゲ属の豆は生育習性、病虫害や農薬の使用方法などが類似していることを理由に、以下が提案されている。

- (1) インゲンマメ属 (*Phaseolous spp.*) の豆の CXL をササゲ属の豆に適用する
(未成熟豆も同様)
- (2) インゲンマメ属とササゲ属の豆の品目コードを 1 つに統合する
(未成熟豆も同様)

(例) VD 0071 Beans (*Phaseolous spp.*; *Vigna spp.*) (dry)

(対処方針)

タイの提案の根拠に加えて、既存の豆類（種実）や豆類（未成熟）の CXL 及びその根拠となったデータも確認しつつ、コーデックス委員会や各国におけるササゲ属の豆及び未成熟豆の MRL 設定に混乱が生じないよう適切に対応したい。

2. 個別農薬の MRL の設定や改廃に関する議題

議題 6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

(概要)

過去の部会でステップを留められた MRL 案及び原案、並びに 2015 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) により新たに勧告された MRL 原案 (CL 2015/25-PR) について、ステップ 7 又はステップ 4 で検討される予定である。

(※ 文書未達のため、過去の部会のレポート及び 2015 年 JMPR レポートを元に推定)

検討予定農薬 (ステップ 7)

今回検討予定の農薬はない。

検討予定農薬 (ステップ 4)

(新規農薬)

Acetochlor (280)	Cyazofamid (281)	Flonicamid (282)
Flumioxazin (284)	Lufenuron (286)	Quinclorac (287)

(既存農薬について特定の食品の MRL の設定／改廃等)

Acetamiprid (246)	Bifenthrin (178)	Chlorothalonil (081)
Cyantraniliprole (263)	Cypermethrin (118)	Cyprodinil (207)
Difenoconazole (224)	Fluopyram (243)	Flutriafol (248)
Fluxapyroxad (256)	Imazapic (266)	Imazapyr (267)
Imidacloprid (206)	Lambda-cyhalothrin (146)	Phorate (112)
Profenofos (171)	Propiconazole (160)	Pyrimethanil (226)
Spirotetramat (234)	Tebuconazole (189)	Triazophos (143)
Trifloxystrobin (213)		

(既存農薬についての定期的再評価)

Abamectin (177)	Ethephon (106)	Lindane (048)
-----------------	----------------	---------------

(対処方針)

文書未達であるが、上記の農薬については、各 MRL 案が採択された場合、今後我が国で当該 MRL 値を受け入れることを考慮し、我が国の消費者の健康が保護されることを前提に、適切な MRL 値が設定されるよう対応したい。

議題 10 農薬に関するコーデックス優先リストの作成

(概要)

電子作業部会 (議長国：豪州) が作成した、2016 年以降に JMPR が毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先リストについて議論される見込みである。

2016 年の対象農薬は、既に調整が図られているため、変更されない見込みである。近年、JMPR による評価を希望する剤が増加しているが、2017 年以降の対象農薬は、現在の JMPR のリソースに鑑み、数剤の評価時期を延期するよう求められる可能性がある。

なお、定期的再評価については、2014 年に改訂された「CCPR が適用するリスクアナリ

シスの原則」に基づき、メンバー国から人の健康への懸念に関する情報が提出された農薬について、15年を待たずに優先的に評価の対象とすることが提案されており、これを考慮してどのように評価の優先順位をつけるか議論される見込みである。

また、前回部会におけるEUの提案を受けて、新規評価と定期的再評価の対象となる農薬の数の割合について、定期的再評価の割合を増やすべきかどうか議論される見込みである。

(対処方針)

適切に対応したい。なお、優先的に定期的再評価を行うべきとして、メンバー国（特にEU）から人の健康への懸念に関する情報が提出された農薬については、その根拠を慎重に確認するとともに、我が国における登録の根拠となる評価結果を考慮して適切に対応したい。

また、ヒトの健康に影響を及ぼす可能性のある農薬ができるだけ早く再評価されるよう対応するとともに、定期的再評価の対象となる農薬の割合が現状より減らないよう対応する。

3. その他の議題

議題 9 残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案

(概要)

第36回総会（2013年）における合意を受け、新規作業として、残留農薬の分析法に関するパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案の作成が進められてきた。前回の第47回部会では、ガイダンス原案について、物理的作業部会（議長国：米国、共同議長国：中国及びインド）において議論されたが、各国から非常に多くのコメントが寄せられたことから、再度各国が持ち帰って精査する必要があることが確認された。その結果、ガイダンス原案をステップ2に戻すとともに、電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：中国及びインド）を設置して、レイアウトの改善、文言の明確化や重複の排除なども含めて修正案を検討することが合意された。

今次部会では、電子作業部会における議論を踏まえ修正されたガイダンス原案が提示される予定である。

(対処方針)

各国が輸入食品や国内で流通する食品の残留農薬の検査を行う際、当該食品がMRLに適合しているかどうかを判断するための分析法を適切に選択できるよう、既存のコーデックス委員会の関連文書等との整合を図りつつ、科学的な原則に基づくとともに実行可能性を考慮した分析法のパフォーマンスクライテリアが作成されるよう、適切に対応したい。

コーデックス残留農薬部会 (CCPR)

参考資料

平成28年4月19日

コーデックス残留農薬部会 (CCPR) の任務

1. 食品・飼料(個別品目及びグループ)中の残留農薬基準(以下「コーデックス残留農薬基準」)の設定
2. FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)によって評価すべき農薬の優先度リストの作成
3. 残留農薬定量のためのサンプリング・分析法の検討
4. 残留農薬を含む食品・飼料の安全性の問題への対応
5. 農薬様の性質を示す環境・産業汚染物質のコーデックス基準の設定 等

Joint FAO/WHO Meeting of Pesticide Residues (JMPR) の任務

- 下記の物質について、毒性学的及び残留試験やモニタリングデータの評価
 - GAPに従って農薬を使用した結果として食品・飼料中に存在する**残留物**
 - 以前農薬として登録されており、現在は農薬として使用できないにもかかわらず、その化学的な性質（分解されにくい）から、環境汚染物質として食品・飼料中に存在する物質
- ➔ CCPRに対して、最大残留レベル(Maximum Residue Level)を勧告

3

Codex MRLとは (コーデックス農薬最大残留基準値)

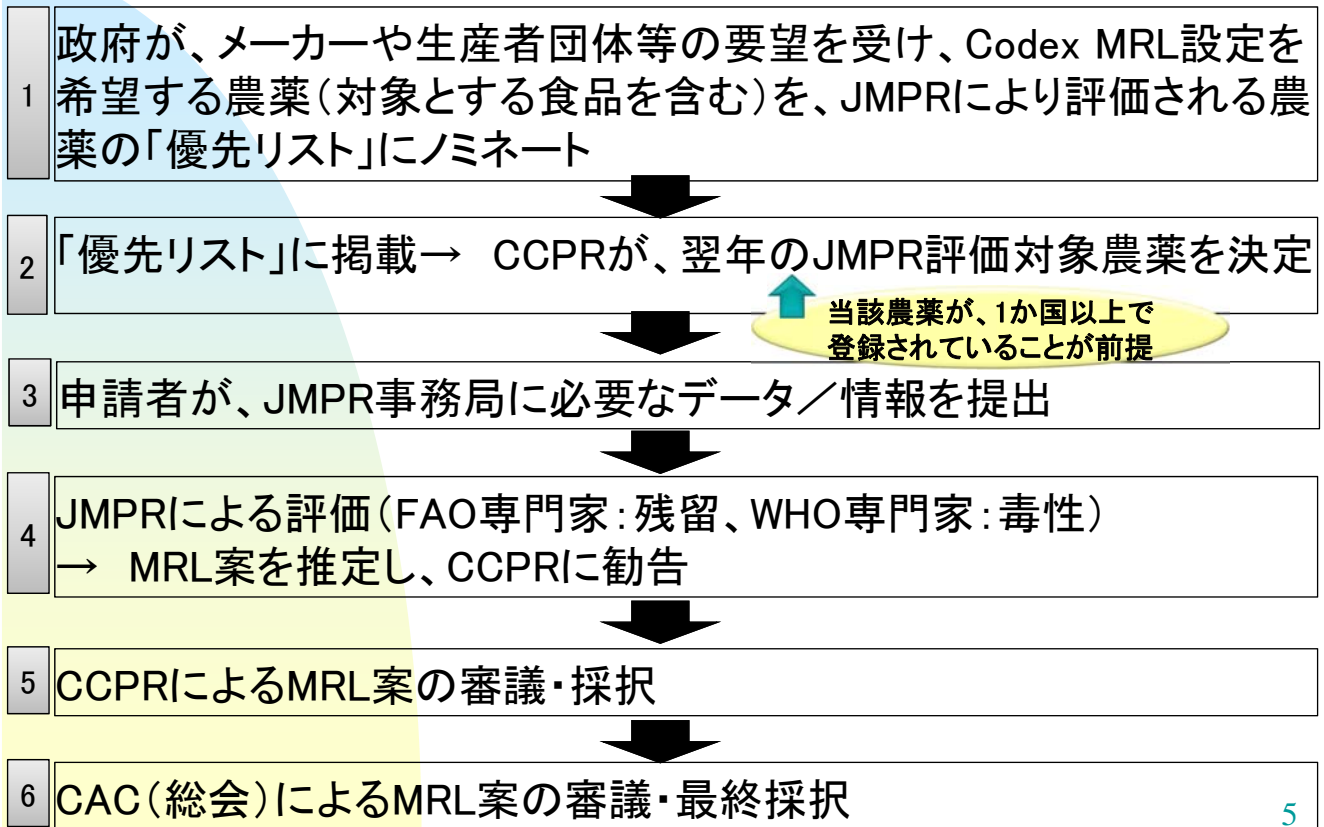
MRL = Maximum Residue Limits

- Codex委員会からメンバー国に対して勧告される、食品や飼料中に合法的に存在することが認められる残留農薬の最大濃度(mg/kgで表される)

個別の食品又はグループに設定

- 国が定める農薬の使用基準(GAP)に基づく
- MRL以下の残留農薬を含む食品から製造される食品は、毒性学的に安全であると考えられる

Codex MRLの設定プロセス(代表例)



グループMRLとは

- 個別の食品ごとではなく、農薬の残留の程度が類似した同一グループに属する食品全体に適用されるMRL
- 複数の「代表作物」の作物残留試験データを有効活用

➡ 科学的な判断に基づき、食品の安全を確保しつつ、代表作物のデータを用いて効率的なMRL設定が可能

JMPRがグループMRLを推定する前提条件

- 1以上の国で、対象のグループに属する全ての作物に対して同じ使用方法(GAP)で登録されていること
- 上記GAPに基づいて複数の「代表作物」の作物残留試験が実施されており、各代表作物の作物残留試験データの中央値が5倍以内であること

グループMRLの設定促進を目指した CCPRの検討

- 食品及び飼料の
コーデックス分類の改訂
[2006年～継続中]

- ☞ 新たなグループ /
サブグループの設置
- ☞ 食品の新規追加/分類変更

- 食品群へのMRLの外挿の
ための代表作物の選定に
関する原則及びガイダンス

- ☞ 代表作物の選定の考え方
[2012年最終承認]
- ☞ 代表作物の「例」の選定
[継続中]

各グループの代表作物を選定し、当該作物の
作物残留試験データを用いてグループMRLを設定

Minor Cropsに適用されるMRLの増加にも寄与

7

食品及び飼料のコーデックス分類とは (Codex Classification of Foods and Animal Feeds)

■ 主な目的

1989年採択、1993年改訂、2006年～ 改訂作業中

- 国際貿易される食品や飼料に関する農薬のMRLを
統一的かつ正確に記述
- 食品や飼料を、形状や植物学的な特徴等に基づき、
どのくらい農薬が残留するかを考慮してグループに分類
- MRLが適用される食品の部位(分析部位)の定義

■ 構成 (例)植物由来食品(一次)の場合

タイプ	>	グループ	(>サブグループ)
1. Fruits	...	6グループ	
2. Vegetables	...	9グループ	
3. Grasses	...	2グループ	
4. Nuts & Seeds	...	3グループ	
5. Herbs & Spices	...	2グループ	

44

8

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 (2006年～)

■ 主な検討事項

- 各グループにおける新たなサブグループの設置
- 新規食品の追加
- 一般名及び学名の更新、commodity codeの更新
- MRLが適用される食品の部位(分析部位)の定義の確認

■ グループごとに段階的に検討

→ 「果実」、「野菜」などタイプごとに最終化

(食品を他グループに移動する場合に問題が生じることを避けるため)

〔例〕 きんかん(Kumquats) : 熱帯性果実類 → かんきつ類へ〕

- 2012年、果実の6グループの改訂案を最終承認(REP12/PR-Appendix VIII)
- 現在、野菜及び穀類のグループの改訂作業中

9

代表作物の選定に関する原則及びガイダンス (2012年最終承認) (REP12/PR-Appendix XI)

■ 「代表作物」の選定の3つの原則

- ① 残留濃度が最も高くなる可能性がある作物
 - ② 生産及び/又は消費の観点から重要と考えられる作物
 - ③ 形態、生育特性、病害虫の発生、可食部について、グループ内の作物とよく類似している作物
- (※ ①と②は必須条件)

- 各国が上記原則に従い、自国の実態を考慮して代表作物を選定・提案可能(Alternative Representative Commodity)

国により生産量や消費量の違いがあるため、代表作物が同一になるとは限らない

Table 1: 果実の代表作物の例(抜粋)

(REP12/PR-Appendix XI)

Codex Group / Subgroup	Examples of Representative Commodities	Extrapolation to the following commodities
Group 001 Citrus Fruits	Lemon or Lime; Mandarin; Orange and Pummelo or Grapefruit	Citrus Fruit (FC 0001): ..略..
Subgroup 001A, Lemons and Limes	Lemon or Lime	Lemons and Limes (FC 0002): ..略..
Subgroup 001B, Mandarin	Mandarin	Mandarins (FC 0003): ..略..
Subgroup 001C, Oranges, Sweet, Sour	Orange	Oranges, Sweet, Sour (FC 0004): ..略..
Subgroup 001D, Pummelos	Pummelo or Grapefruit	Pummelos and Grapefruit (FC 0005): ..略..

11

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 及び代表作物の例の検討状況①: 果実

■ 2012年、果実の6グループの改訂案を最終承認

グループ名			食品及び飼料の コーデックス分類 の改訂	代表作物の 例
番号	コード	名称		
001	FC	かんきつ類	最終承認 (2012年)	最終承認 (2012年)
002	FP	仁果類		
003	FS	核果類		
004	FB	ベリー類及びその他の小粒果実類		
005	FT	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮も食すもの)		
006	FI	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮を食さないもの)		

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 及び代表作物の例の検討状況②：野菜

下線：第48回CCPR(2016年)で議論予定

グループ名			食品及び飼料の コーデックス分類 の改訂	代表作物の 例
番号	コード	名称		
009	VA	鱗茎野菜類	ステップ7(2010年)	ステップ4 (2016年)
010	VB	あぶらな科野菜類(あぶらな科葉菜類を除く)	ステップ7(2013年)	
<u>011</u>	<u>VC</u>	<u>うり科果菜類</u>	<u>ステップ4(2016年)</u>	
012	VO	うり科野菜を除く果菜類	ステップ7(2010年)	
013	VL	葉菜類	ステップ7(2013年)	
<u>014</u>	<u>VP</u>	<u>豆類(未成熟)</u>	<u>ステップ4(2016年)</u>	
<u>015</u>	<u>VD</u>	<u>豆類(種実)</u>	<u>ステップ7(2016年)</u>	
016	VR	鱗茎及び塊茎状野菜類	ステップ7(2015年)	
017	VS	茎葉及び葉柄野菜類	ステップ7(2013年)	
018	VF	食用きのこ類	ステップ7(2010年)	

13

食品及び飼料のコーデックス分類の改訂 及び代表作物の例の検討状況③：その他

下線：第48回CCPR(2016年)で議論予定

グループ名			食品及び飼料の コーデックス分類 の改訂	代表作物の 例
番号	コード	名称		
<u>020</u>	<u>GC</u>	<u>穀類</u>	<u>ステップ4(2016年)</u>	ステップ4 (2016年)
<u>021</u>	<u>GS</u>	<u>砂糖製造用緑草類</u>	<u>ステップ4(2016年)</u>	
022	TN	ナッツ類	ステップ7(2011年)	
023	SO	油用種子類	ステップ7(2010年)	
<u>024</u>	<u>SB</u>	<u>飲料及び砂糖菓子用種子類</u>	<u>ステップ4(2016年)</u>	
027	HH	ハーブ類	ステップ7(2012年)	
028	HS	スパイス類	ステップ7(2011年)	

第48回CCPRで改訂案を議論するグループ

- 豆類(種実):ステップ7
 - 豆類(未成熟):ステップ4
 - うり科果菜類:ステップ4
 - 穀類:ステップ4
 - 砂糖製造用緑草類:ステップ4
 - 飲料及び砂糖菓子用種子類:ステップ4
- 昨年より継続
- 今回から議論

15

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 43 回食品表示部会

日時：28 年 5 月 9 日（月）～5 月 13 日（金）

場所：オタワ（カナダ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	コーデックス規格案における表示事項の検討
4	有機養殖漁業（有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインの改訂）（ステップ 3）
5	日付表示（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂）（ステップ 3）
6	卸売用食品の包装の表示に関する討議文書
7	食品のインターネット販売に関する問題についての討議文書
8	「ハラール」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

第 43 回コーデックス食品表示部会 (CCFL) の主な検討議題

1. 日時 2016 年 5 月 9 日 (月) ～5 月 13 日 (金)
 2. 場所 オタワ (カナダ)

主要議題の検討内容

仮議題 3 : コーデックス規格案における表示事項の検討

<アジア地域調整部会関係 (CCASIA) >

(経緯)

非発酵大豆製品の表示については、第 19 回 CCASIA において、第 41 回 CCFL (2013 年) での議論を踏まえ、本規格中の「soybean milk」等は「milk」ではなく「beverage」を使用することに合意した。また、わが国からの提案をもとに、表示の条項 (セクション 8) に、各国の国内規則・習慣等にしがたって、本規格で規定した名称以外の名称を表示しても良い旨の規定を追記することに合意した。今回の議題 3 において、CCASIA からの付託事項として、前述の表示の条項 (セクション 8) が含まれている。

(対処方針)

CCASIA での合意内容に従ったものであるため、これを支持する。

仮議題 4 : 有機養殖漁業 (有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインの改訂) ステップ 3

(経緯)

有機食品ガイドラインに養殖業の項目を追加する作業が行われている。前回部会では、天然種苗の使用をはじめ合意に至らなかった箇所が多いことから、ステップ 3 に戻した上で、引き続き議論することとなった。

(対処方針)

人工採卵や人工種苗の量産が難しいハタ類やブリ類などを念頭に、他に対処方法がない場合には、天然種苗や産卵誘発ホルモン剤の使用が一定の条件下で認められるべきとの立場で対応したい。

その他の事項についても、わが国養殖業の実態に即したガイドラインとなるよう適宜対応したい。

仮議題 5 : 日付表示 (包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂) ステップ 3

(経緯)

第 40 回部会では、太平洋諸国は食品を輸入に頼っていることから、包装食品の日付表示について懸念事項となっていることが、ニュージーランドより示された。太平洋諸国で販売されている包装食品のなかには、日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品があること、また実際には冷凍で流通されているため、現行の日付表示は無意味化していること等が、最大の懸念であるとされた。そしてこれらが原因で、品質や安全性に関する問題が生じたり、不必要な食品廃棄を招いている可能性があることが指摘された。

第 41 回部会において、ニュージーランドが現行ガイドラインに係る諸問題の概要をまとめた討議文書を提出し、討議の結果、日付表示の問題に取り組むために、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CODEX-STAN 1-1985) (The General Standard for the Labelling of Prepackaged Foods:GSLPF) の見直しに関する新作業を総会に提案することとなり第 36 回総会で採択されていた。

前回部会では、製造年月日 (date of manufacture)、包装年月日 (date of packaging) の用語の定義、賞味期限までの日数が 3 か月以下である食品については年、月、日の表記が必要であること等の合意が得られた。

今次部会では、前回部会で合意得られなかった食品の品質に関する日付表示を賞味期限 (date of minimum durability)、食品の安全性に関する日付表示を消費期限 (Use by date) として定義、年月日の表記方法等について、再度議論をする予定である。

(対処方針)

GSLPF の改訂案について、年月日表示の方法について、わが国の制度上、年の表記について必ずしも 4 桁で表示することとなっていないこと、日付表示を数字のみで表示される場合又は年賀 2 桁の数字で表される場合に、日、月、年の並びを適切な略語を用いて表示しなければならない (例: DD/MM/YYYY) ことにはなっていないことから、わが国の実態に即したものとなるように対処したい。その他の事項については、わが国の日付表示制度と齟齬はないと考えられることから、適宜対処したい。

仮議題 6 : 卸売用食品の包装の表示に関する討議文書

(経緯)

第 41 回部会時、インドから出された標記新規作業の提案に対し、賛同する国もあった一方で、輸出入認証に関連する既存文書でカバーされており、新規作業の必要性はないとする意見も複数あった。さらなる議論のために、既存のコーデックス文書と国際貿易との齟齬を明確にした討議文書をインドが準備することで合意した。

討議文書においては、卸売用食品の包装については国ごとに様々な対応がとられており国際貿易上の負担となっていることから、「卸売用食品の包装の表示に関する一般規格」を作成する新規作業を開始することが提案されていたが、時間的制限により、本議題については議論されず、今次部会で取り上げられることとなっていた。

今次部会で、インドからは、前回部会で参加国からの非公式なインプットに基づいて、GSLPF を限定的に改訂する形でガイダンスを作成することを提案している。

(対処方針)

本作業は、輸出入時の負担軽減を主目的として提案されていると考えられるが、輸出入時に求められる情報は、本来輸出入認証に関する文書により対応されるべきであること、わが国においても輸入時に卸売用食品の包装について特段の要求を課していないこと等を踏まえ、GSLPF を改正する必要性は低いと考えられる。また、規格の内容について議論が行われた場合には、わが国の制度等に支障が生じないように、適宜対処したい。

仮議題 7 : 食品のインターネット販売に関する問題についての討議文書

(経緯)

第41回部会時、アルジェリアより、食品の通信販売（インターネット販売等）に関する問題について討議文書を準備する旨表明があり、部会としてこれを了承し、前回部会にて議論する予定であったが、資料未着であり、また時間的制限により、本議題については議論されず、今次部会で取り上げられることとなっていた。

（対処方針）

資料未着であるが、適宜対処したい。

仮議題8：「ハラール」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案

（経緯）

本議題は、既存のガイドライン（CAC/GL 24-1997）とイスラム法に基づくハラールの要件との差異をなくすことを目的として、前回部会において、エジプトから既存のガイドラインの改訂作業の提案がなされる予定であったが、時間的制限により、本議題については議論されず、今次部会で取り上げられることとなっていた。

（対処方針）

本議題については、わが国からの輸出及びインバウンド需要に関係することから、情報収集に努める等、適宜対処したい。